

6月 定例 教育委員会

令和8年6月29日(月)

不死鳥のねがい

福井市市民憲章

わたくしたちは
不死鳥福井の市民であることに
誇りと責任を感じ
郷土の繁栄と幸福をきずくため
力をあわせ 不屈の気概をもって
このねがいをつらぬきましょう



実践目標期間（2024年4月～2029年3月）

1 すすんで 親切をつくし
愛情ゆたかなまちを つくりましょう

声かけと 笑顔でうまれる 地域の輪

2 すすんで 健康にこころがけ
明朗で活気あるまちを つくりましょう

スポーツで 心も体も さわやかに

3 すすんで くふうをこらし
清潔で美しいまちを つくりましょう

まちの美化 広がる緑と豊かな心

4 すすんで きまりを守り
安全で住みよいまちを つくりましょう

防犯防災 日々の声かけ 心がけ

5 すすんで 教育を重んじ
清新な文化のまちを つくりましょう

伝えよう 私が知ってる 福いいネ！

（1964年6月28日制定）

不死鳥のねがい(福井市市民憲章)推進協議会

第 8 号議案

福井市いじめ問題対策連絡協議会の委嘱について

福井市いじめ問題対策連絡協議会等条例（令和 7 年福井市条例第 7 号）第 4 条の規定に基づき、福井市いじめ問題対策連絡協議会の委員を次のとおり委嘱する。

令和 8 年 6 月 2 9 日提出

福井市教育委員会教育長 秦 計 代

1 氏名等

氏 名	団体・役職名等	備 考
	福井市こども未来部こども家庭センター 所長	新任
	福井愛育病院 院長	再任
	福井弁護士会 法教育委員会委員 民事介入暴力対策委員会委員	新任
	福井少年鑑別支所（法務少年支援センターふくい） 統括専門官	再任
	小学校カウンセラー	再任
	福井警察署 生活安全課 課長代理	新任
	福井市こども未来部こども政策課 課長	再任
	福井地方法務局 人権擁護課 課長	新任
	青少年育成福井市民会議 会長	新任

	福井市中学校長会 会長	新任
	福井南警察署 生活安全課 課長	新任
	福井県児童・女性相談所 心理判定課 課長	再任
	福井市小学校長会 会長	新任
	福井市PTA連合会 会長	再任
	福井市こども未来部こども育成課 課長	再任
	社会福祉法人福井市社会福祉協議会 総務企画課 課長	再任

2 委嘱期間

委嘱の日から令和9年3月31日まで

第 9 号議案

福井市少年愛護センター運営委員会委員の委嘱について

福井市少年愛護センター設置条例（昭和 38 年福井市条例第 21 号）第 3 条及び福井市少年愛護センター運営委員会規則（令和 3 年規則第 4 号）第 2 条の規定に基づき、福井市少年愛護センター運営委員会委員を次のとおり委嘱する。

令和 8 年 6 月 29 日提出

福井市教育委員会教育長 秦 計 代

1 氏名等

氏 名	団 体 ・ 役 職 名 等	備考
	福井市小学校長会（福井市豊小学校長）	新任
	福井市補導員連絡協議会 副会長	再任
	福井児童・女性相談所 家庭支援課長	再任
	福井市中学校長会（福井市安居中学校長）	新任
	福井警察署 生活安全課 課長代理	新任
	青少年育成福井市民会議 会長	新任
	福井地区保護司会 西部支部	再任
	福井県デパート・スーパーマーケット等 大型小売店防犯協会 会長	再任
	福井市議会議員	新任
	福井南警察署 生活安全課長	新任
	福井市議会議員	新任
	福井市防犯協議会 副会長	再任
	福井市 P T A 連合会 会長	再任
	福井市高等学校生徒指導連盟 （福井商業高等学校長）	新任
	福井市民生児童委員協議会連合会 理事	再任

2 委嘱期間

令和 8 年 7 月 1 日から令和 10 年 6 月 30 日まで

第 10 号議案

福井市学校不適応対策推進会議委員の委嘱について

福井市学校不適応対策事業推進会議規則（平成 10 年 8 月 31 日教育委員会規則第 4 号）第 2 条の規定に基づき、福井市学校不適応対策推進会議委員を次のとおり委嘱する。

令和 8 年 6 月 29 日提出

福井市教育委員会教育長 秦 計 代

1 氏名等

氏 名	団体・役職名等	備考
	福井愛育病院 院長	再任
	福井市適応指導教室チャレンジ教室 室長	再任
	福井市中学校教育相談部員（福井市社中学校教諭）	新任
	福井市中学校長会（福井市鷹巣小中学校長）	新任
	福井市小学校教育相談部員（福井市中藤小学校教諭）	新任
	国立大学法人福井大学発達科学講座 教授	再任
	福井市こども未来部こども家庭センター 課長補佐	新任
	福井市小学校長会（福井市東郷小学校長）	新任
	福井市順化小学校 養護教諭	新任
	社会福祉法人福井市社会福祉協議会 総務企画課長	再任

2 委嘱期間

令和 8 年 7 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

委嘱中の委員（令和７年８月２９日から令和９年３月３１日まで。）

氏 名	団 体 ・ 役 職 名 等	備 考
	国立大学法人福井大学発達科学講座 准教授	
	福井市福祉政策課福祉総合相談室よりそい	

第 1 1 号議案

福井市社会教育委員の委嘱について

福井市社会教育委員に関する条例(平成26年福井市条例第19号)第2条第2項の規定に基づき、社会教育委員を次のとおり委嘱する。

令和8年6月29日提出

福井市教育委員会教育長 秦 計 代

1 氏名等

氏 名	団 体 ・ 役 職 名 等	備 考
	福井市文化協会副会長	新 任
	福井市スポーツ協会	新 任

2 . 委嘱期間

令和8年7月1日から令和9年6月30日まで
始期は役職の交替日。終期は前任者の残任期間。

委嘱中の福井市社会教育委員（委嘱期間：令和９年６月３０日まで）

氏 名	団 体 ・ 役 職 名 等	備考
	福井市子ども会育成連合会副会長	
	元社会教育指導員	
	福井市議会議員	
	福井市壮年会連絡協議会会長	
	福井市連合婦人会会長	
	福井市議会議員	
	福井市公民館連絡協議会会長	
	福井市議会議員	
	元福井市中央公民館館長	
	福井大学名誉教授	
	福井市中学校長会	
	福井大学学長特別補佐	
	福井市ＰＴＡ連合会会長	
	福井市小学校長会	

第 1 2 号議案

福井市自然史博物館運営協議会委員の委嘱について

福井市自然史博物館の設置及び管理に関する条例（平成 2 4 年福井市条例第 4 号）
第 1 4 条第 3 項の規定に基づき、福井市自然史博物館運営協議会委員を次のとおり委
嘱する。

令和 8 年 6 月 2 9 日提出

福井市教育委員会教育長 秦 計 代

1 氏名等

氏 名	団体・役職名等	備考
	福井県小学校教育研究会 福井・吉田ブロック理科研究部会長（春山小学校長）	新任
	福井市公民館連絡協議会理事 （あたごブロック公民館主事 木田公民館）	新任
	福井県中学校教育研究会 福井ブロック理科研究部会長（大東中学校長）	新任
	福井市小学校教育研究会 特別活動部会長（清水西小学校長）	新任

2 委嘱期間

令和 8 年 7 月 1 日から令和 9 年 6 月 3 0 日まで（前任者の残任期間）

委嘱中の委員（委嘱期間 令和7年7月1日～令和9年6月30日）

氏 名	団体・役職名等
	福井新聞社 編集局次長 文化教育くらしラボNIE担当
	福井県立大学 生物資源学部生物資源学科 准教授
	福井工業大学 工学部電気電子工学科 教授
	博物館友の会 会長
	福井大学 教育・人文社会系部門 教員養成領域 理数教育講座 特命教授
	株式会社マインドアンドサウンドライフ イベントディレクター

第 1 3 号 議 案

福井市図書館協議会委員の委嘱について

福井市図書館の設置及び管理に関する条例（昭和 5 1 年福井市条例第 3 1 号）第 5 条第 3 項の規定に基づき、福井市図書館協議会委員を次のとおり委嘱する。

令和 8 年 6 月 2 9 日提出

福井市教育委員会教育長 秦 計 代

1 氏 名 等

氏 名	団 体 ・ 役 職 名 等	備 考
	福井市公民館運営審議会連絡会副会長	新任
	福井市中学校長会（福井市安居中学校長）	再任
	市民代表	新任
	市民代表	新任
	ふくい子ども文庫連絡会代表	再任
	学識経験者（福井大学名誉教授）	再任
	福井市小学校長会（福井市酒生小学校長）	再任
	読み聞かせボランティア	再任
	福井市社会教育委員	再任

2 委嘱期間

令和 8 年 7 月 1 日から令和 1 0 年 6 月 3 0 日まで

第 9 号の 2 報告

専決処分（福井市教育委員会事務局職員の職名に関する規則の一部を改正する規則）の承認を求めることについて

福井市教育委員会所管事務委任規則（昭和 18 年福井市教育委員会規則第 6 号）第 2 条第 2 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同項の規定により、これを報告し、その承認を求める。

令和 8 年 6 月 29 日提出

福井市教育委員会教育長 秦 計 代

第 9 号の 2 専決

福井市教育委員会事務局職員の職名に関する規則の一部改正について

福井市教育委員会事務局職員の職名に関する規則の一部を改正する規則について、
福井市教育委員会所管事務委任規則（昭和 18 年福井市教育委員会規則第 6 号）第 2
条第 2 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 8 年 4 月 1 日

福井市教育委員会教育長 吉 川 雄 二

福井市教育委員会事務局職員の職名に関する規則の一部を改正する規則

福井市教育委員会事務局職員の職名に関する規則（平成 10 年福井市教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表栄養士の項中「栄養士の」を「管理栄養士の」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

福井市教育委員会事務局職員の職名に関する規則（平成10年福井市教育委員会規則第2号）新旧対照表

改正後（案）		現行	
○福井市教育委員会事務局職員の職名に関する規則 平成10年3月31日 教委規則第2号		○福井市教育委員会事務局職員の職名に関する規則 平成10年3月31日 教委規則第2号	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
補職名	職務内容	補職名	職務内容
理事	数課等の所管事務を掌理し、職員を指揮監督する職員及びこれと同程度の職責を有する職員の職務	理事	数課等の所管事務を掌理し、職員を指揮監督する職員及びこれと同程度の職責を有する職員の職務
副理事	上司の職務を補佐し、上司に事故ある場合は、その職責を代理する職員及びこれと同程度の職責を有する職員の職務	副理事	上司の職務を補佐し、上司に事故ある場合は、その職責を代理する職員及びこれと同程度の職責を有する職員の職務
参事	数係の担当事務を掌理し、職員を指揮監督する職員及びこれと同程度の職責を有する職員の職務	参事	数係の担当事務を掌理し、職員を指揮監督する職員及びこれと同程度の職責を有する職員の職務
副参事	上司の職務を補佐し、上司に事故ある場合は、その職責を代理する職員及びこれと同程度の職責を有する職員の職務	副参事	上司の職務を補佐し、上司に事故ある場合は、その職責を代理する職員及びこれと同程度の職責を有する職員の職務
主幹	極めて高度の知識及び経験を有し、上司の命を受け極めて困難な行政的業務、学芸業務又は幼稚園教育業務に従事する職員の職務	主幹	極めて高度の知識及び経験を有し、上司の命を受け極めて困難な行政的業務、学芸業務又は幼稚園教育業務に従事する職員の職務
副主幹	より高度の知識及び経験を有し、より困難な行政的業務、学芸業務又は幼稚園教育業務に従事する職員の職務	副主幹	より高度の知識及び経験を有し、より困難な行政的業務、学芸業務又は幼稚園教育業務に従事する職員の職務

主査	相当高度の知識及び経験を有し、困難な行政的業務、学芸業務又は幼稚園教育業務に従事する職員の職務	主査	相当高度の知識及び経験を有し、困難な行政的業務、学芸業務又は幼稚園教育業務に従事する職員の職務
主事	相当の知識及び経験を有し、困難な行政的業務に従事する職員の職務	主事	相当の知識及び経験を有し、困難な行政的業務に従事する職員の職務
管理主事	相当高度の知識及び経験を有し、教育職員の任免その他人事の内申及び服務管理等の事務に従事する職員の職務	管理主事	相当高度の知識及び経験を有し、教育職員の任免その他人事の内申及び服務管理等の事務に従事する職員の職務
指導主事	相当の知識及び経験を有し、教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に従事する職員の職務	指導主事	相当の知識及び経験を有し、教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に従事する職員の職務
学芸員	相当の知識及び経験を有し、学芸員の資格を有して資料の収集、保管、展示及び調査研究等の業務に従事する職員の職務	学芸員	相当の知識及び経験を有し、学芸員の資格を有して資料の収集、保管、展示及び調査研究等の業務に従事する職員の職務
教諭	相当の知識及び経験を有し、教諭の免許を有して幼稚園教育業務に従事する職員の職務	教諭	相当の知識及び経験を有し、教諭の免許を有して幼稚園教育業務に従事する職員の職務
助教諭	相当の知識及び経験を有し、助教諭の免許を有して幼稚園教育業務に従事する職員の職務	助教諭	相当の知識及び経験を有し、助教諭の免許を有して幼稚園教育業務に従事する職員の職務
講師	相当の知識及び経験を有し、教諭に準ずる幼稚園教育業務に従事する職員の職務	講師	相当の知識及び経験を有し、教諭に準ずる幼稚園教育業務に従事する職員の職務
技師	相当の知識及び経験を有し、困難な行政的業務に従事する職員の職務	技師	相当の知識及び経験を有し、困難な行政的業務に従事する職員の職務
保健師	相当の知識及び経験を有し、保健師の免許を有して保健業務に従事する職員の職務	保健師	相当の知識及び経験を有し、保健師の免許を有して保健業務に従事する職員の職務
栄養士	相当の知識及び経験を有し、 <u>管理栄養士</u> の免許を有して栄養管理業務に従事する職員の職務	栄養士	相当の知識及び経験を有し、 <u>栄養士</u> の免許を有して栄養管理業務に従事する職員の職務

養護教諭	相当の知識及び経験を有し、養護教諭の免許を有して学校の保健業務に従事する職員の職務	養護教諭	相当の知識及び経験を有し、養護教諭の免許を有して学校の保健業務に従事する職員の職務
養護助教諭	相当の知識及び経験を有し、養護助教諭の免許を有して学校の保健業務に従事する職員の職務	養護助教諭	相当の知識及び経験を有し、養護助教諭の免許を有して学校の保健業務に従事する職員の職務
施設技師	相当の知識及び経験を有し、施設の維持管理等の技能的業務に従事する職員の職務	施設技師	相当の知識及び経験を有し、施設の維持管理等の技能的業務に従事する職員の職務
調理技師	相当の知識及び経験を有し、調理師の免許を有して給食業務の技能的業務に従事する職員の職務	調理技師	相当の知識及び経験を有し、調理師の免許を有して給食業務の技能的業務に従事する職員の職務

令和８年６月福井市議会定例会の報告について
（会期　６月８日から６月２５日まで）

１ 提出議案について

- | | | |
|---------|--|------|
| ①第３４号議案 | 令和８年度福井市一般会計補正予算 | 原案可決 |
| ②第３９号議案 | 工事請負契約の変更について
（清水中学校校舎・体育館・外１棟外壁改修工事） | 原案可決 |
| ③第４１号議案 | 財産の取得について（タブレット端末一式） | 原案可決 |

２ 質疑について

【一般質問】

- | | |
|--|--------------------------|
| ① 一真会　浦上　逸人　議員
「図書館について」 | （学校教育課、図書館） |
| ② 公明党　津田　かおり　議員
「生命（いのち）の安全教育について」 | （学校教育課） |
| ③ 新政会　奥島　光晴　議員
「橋本左内先生の生誕祭、墓前祭について」
「中学校の部活動地域移行と熊本市教育委員会の考え方について」 | （学校教育課）
（地域クラブ活動推進室） |
| ④ 市民クラブ　堀川　秀樹　議員
「部活動の地域移行にともなう地域クラブへのサポートについて」 | （地域クラブ活動推進室、学校教育課） |
| ⑤ 一真会　寺島　恭也　議員
「地域防災・防犯について」 | （地域クラブ活動推進室） |
| ⑥ 無所属　岩佐　武彦　議員
「中学校の部活動の遠征について」 | （地域クラブ活動推進室、学校教育課） |
| ⑦ 一真会　佐野　弘　議員
「学校規模適正化の進捗と中学校部活動の地域展開について」 | （教育政策課、地域クラブ活動推進室、学校教育課） |

⑧ 日本共産党 山田 文葉 議員

「物価高騰対策について」

(学校教育課)

「教育への政治の介入について」

(学校教育課)

⑨ 無所属 宮岡 勝也 議員

「香害への理解促進と配慮について」

(学校教育課)

「G I G Aスクール構想におけるタブレット端末更新について」

(学校教育課)

⑩ 公明党 菅生 敬一 議員

「学習障害について」

(学校教育課)

令和８年６月福井市議会定例会の質疑について

【一 般 質 問】

①	一真会 浦上 逸人 議員 「図書館について」 （学校教育課、図書館）
Q	①本市図書館の貸出冊数の推移について ②市民の図書利用を増やすための取組について ③電子図書館の導入の方向性と進捗について ④県立図書館で借りた本を当市の図書館で返却することが出来るよう、県と協議・連携を進めるべき。所見を伺う。 ⑤学校司書の配置状況についての課題と対応策について伺う。 ⑥利用状況についての課題と対応策について伺う。 ⑦市立図書館との連携した取組みについて伺う。
A	① まず、本市図書館の貸出冊数の推移についてお答えします。 令和７年度の貸出冊数は１０４万２冊で、６年度の１０４万８，３４１冊と比較して８，３３９冊の減となりました。またコロナ禍前の平成３０年度と比較すると、１６万４，３８１冊の減となっています。 なお、入館者数については、令和７年度は９７万５，８５３人で、平成３０年度の７２万１，６２７人と比べ、２５万４，２２６人の増となっています。 入館者の増の主な要因としては、令和６年度の市立図書館のリニューアルにより、一般図書エリアを拡充し、新刊図書や特設コーナーの多くの本の表紙を見せる配置が可能になったことや、館内全域で Wi-Fi が利用可能となり、学習環境が向上したこと、また新たに併設された地域交流センターの利用者との相乗効果もあり、市立図書館の入館者が増えたことによるものです。 ② 次に、市民の図書利用を増やすための取組についてお答えします。 読書習慣を身につけるためには、幼少期から図書に親しむ機会をつくることが重要であると考えております。本市では、園児や小中学生を対象とした図書館見学や、こども向けの絵本や紙芝居の読み聞かせの実施など、様々なこども向けの事業をこれまでも実施しております。 また、幅広い世代や様々な興味・関心に向けた福井歴史地理講座や有名作家による講演会、またチラムネと福井をコラボした企画なども実施し、読書の推進や図書館の利用促進を図っているところです。 今後もこのような取組を継続していくとともに、SNS 等を活用した広報を行うことで、図書館の利用や図書の貸出の増加に繋げてまいります。 ③ 次に、電子図書館の導入の方向性と進捗についてお答えします。 電子図書館は、時間や場所を問わず読書活動及び学習機会を提供することができ、いつでも、どこでも、だれでもが読書に親しむことが出来るサービスで、一部の図書は読書バリアフリーにも対応しております。このような非来館型の手段を増やすことで、市民の利便性の向上が図られ、読書人口の増加にも寄与すると考えています。 全国的に、電子図書館の導入が進んでおり、令和８年４月１日現在、７７２市のうち４９．２％の３８０市が、また、中核市では、６２市のうち８０．６％の５０市で既に導

入しております。

本市でも、電子図書館は市民の利便性の向上につながると考えており、県や他都市の状況も踏まえながら、導入について検討してまいります。

- ④ 次に、県立図書館で借りた本を当市の図書館で返却することについてお答えします。

県立図書館が行っている、市町図書館で返却できるサービスいわゆる「遠隔地利用者返却サービス」は、県立図書館が所在していない遠方の市町の図書館が対象となっており、本市は対象となっておりません。

しかしながら、県立図書館の本を本市の図書館で返却できるようになれば、市民の利便性が高まると考えられることから、今後、本市もサービスの対象となるよう県立図書館と協議してまいります。

- ⑤ 学校司書の配置状況についての課題と対応策についてお答えします。

学校図書館は、児童生徒の読書活動を支えるとともに、学習を深め、情報を活用する力を育む重要な教育設備であり、学校司書は、その機能を支える大切な存在であると認識しております。

本市では全小中学校71校に対し、学校司書を22人配置しており、1人あたり3校程度を兼務する体制となっております。

このような状況の中、各学校図書館の運営は一定程度、維持されているものの、学校司書は限られた時間の中で、図書の整理や調査相談、購入図書の選書など、様々な業務をこなさなければならないことが課題でございます。

本市としては、学校司書を対象とした研修を実施し、専門知識の習得や対応力の向上を図るとともに、学校司書が計画的に各校を巡回できるよう学校と調整を行うことで、限られた時間の中でも効率的に学校図書館の運営を進められるよう努めているところであります。

- ⑥ 次に、学校図書館の利用状況における課題と対応策についてお答えします。学校図書館の年間平均貸出冊数は、全国的に学年が上がるにつれて減少傾向にあり、中学生ではさらに利用も少なくなることが課題です。

また、県の学力調査によりますと、本を読まない理由として「本を読みたいと思わない」と回答する児童生徒が、学年の上昇に伴い増加しており、読書意欲の低下も大きな課題です。

こうした状況を踏まえ、本市では貸出冊数の増加、学校図書館の利用促進を図るため、各学校の実情や児童生徒の発達段階、興味・関心に応じた魅力的な蔵書の充実に取り組んでおります。毎年、定期的に蔵書の見直しを行い、新しい本への更新を進めることで、児童生徒が手にとりたくなる蔵書構成を整えております。

また、市立図書館の本を学校へ貸し出し、児童生徒が実際に本を手にとって学校で購入する本を選ぶことができる「学校選書会」を実施しております。「学校選書会」は、読書への関心が低くなる小学校高学年や中学生が本に触れ、興味をもつきっかけをつくることで、学校図書館を訪れる機会を増やすことを目的に、令和6年度は6校、令和7年度は12校で実施をいたしました。結果として、「学校選書会」実施校では貸出冊数の増加につながっていることから、今年度は、20校で学校選書会を実施する予定です。

さらに、利用者を増やす取組として、小中学校における学級文庫の整備などを通じ、子どもたちが日常的に本に触れることのできる環境づくりを進めております。今年度開校した九頭竜中学校では図書館機能を拡充したメディアセンターを整備し、読書と学習が

	一体となる、そういった空間の場を設けております。 加えて、学校司書の支援体制の強化にも取り組んでいます。年4回、学校司書が集まり、授業における学校図書館活用の優れた実践事例の紹介や、各学校での取組の共有を行うことで、専門性の向上を図り、学校図書館利用の促進につなげております。 今後、児童生徒が本に親しむ機会を広げ、学校図書館を訪れる機会をさらに増やしていくことを目指し、学校図書館の一層の充実に努めてまいります。 ⑦ 次に、市立図書館との連携についてでございます。 まず、市立図書館では、司書がこどもたちの興味や学年に応じて選んだ図書を20冊ずつ収めたコンテナを「わくわくブックセット」として全小学校に配置し、一定期間ごとに学校間を巡回させることで、こどもたちがさまざまな本と出会える機会を設けております。 また、先ほども述べたように、学校司書を対象とした選書会を開催し、各学校の実情や児童生徒の興味・関心に応じた蔵書整備を進めております。 さらに、夏季休業中には教職員を対象とした目的別研修を実施し、図書館の利用方法について学ぶ機会を設けております。今年度は「読書バリアフリー」をテーマに、誰もが利用しやすい図書館づくりについて理解を深める予定です。 このほか、市立図書館職員が学校を訪問し、読み聞かせ活動を行うことで、こどもたちが読書に親しむ機会の充実に努めております。 今後も、市立図書館と学校が連携し、こどもたちの読書活動を推進する環境づくりを一層進めてまいります。
	(一問一答方式)
Q	電子書籍の導入について、県と重複するサービスを展開する必要はないと考えるが、どのようなサービスを展開していくのか。市の検討の方向性は。
A	全国において、県は紀伊国屋書店の電子書籍の導入が多く、市は複数の事業者の電子書籍を導入している。市は県と重複しない形で導入していることが多い。そういった視点を踏まえて、県、市の役割分担をした上で、どういった書籍が望ましいかを今後検討していく。
要望	県の電子書籍の方向性を見ながら、前向きに検討してほしい。 県立図書館で借りた本を市立図書館で返却することについて、結構なニーズがある。県が主体的に予算をとって進めることだとは思いますが、県と協議をして前向きに進めてほしい。

② 公明党 津田 かおり 議員 「生命（いのち）の安全教育について」 (学校教育課)	
Q	①学校現場等の「生命（いのち）の安全教育」の実施状況は。 ②教員が指導するにあたっての現状認識と課題は。 ③教職員向け研修の実施状況は。 ④助産師や医療関係者、性暴力被害者支援の専門家など外部講師の活用は。 ⑤保護者への理解促進に向けた啓発活動の現状は ⑥ワンストップ支援センターや24時間ホットラインなどの相談窓口の周知状況、並びに学校における相談体制の強化についての本市のご所見は。

A	生命（いのち）の安全教育についてお答えします。 ① まず、こども園等及び小中学校における「生命（いのち）の安全教育」の実施状況についてですが、こども園等においては、日常の保育の中で、自分の身体を大切にすることなど、発達段階に応じて実施しております。 小中学校においては、性教育の一環として位置づけ、計画的に取り組んでおります。毎年、各小中学校から年間指導計画の提出を受け、その内容を確認するとともに、学校の実態や児童生徒の発達段階に応じて、適切に実施しているところです。 ② 次に、教職員が指導するにあたっての現状認識と課題についてですが、この「生命（いのち）の安全教育」は、児童生徒の人格や尊厳に深く関わる非常にデリケートな内容であることから、教員だからこそできる児童生徒一人ひとりの気持ちや状況の把握を大前提とし、関係機関とも連携しながら、慎重かつ適切に指導を行っております。また、国が作成した教材や指導の手引き、教職員向けの研修動画、授業展開例なども活用し、指導内容の充実に努めております。 ③ 次に、教職員向けの研修の実施状況についてですが、「生命（いのち）の安全教育」に特化した研修というのは特に行っておりませんが、児童生徒一人ひとりの思いや状況を丁寧に理解することが重要であるとの認識のもと、毎年実施している人権教育及び道徳教育の研修の中で対応しているところです。 ④ 次に、医療関係者等の外部講師の活用についてですが、性教育の指導において、これまでも助産師や学校医を活用した事例、それから性暴力救済センターふくい「ひなぎく」の職員を講師にして、子どもたち全体に講習を行うというような取組をしている学校もあります。 今後も専門的な知見を生かした指導の充実を図るため、外部講師の積極的な活用を各学校に働きかけてまいります。 ⑤ 次に、保護者への理解促進についてですが、「生命（いのち）の安全教育」に限らず、各校での取組みについては学校だより学年だより等で積極的に発信することで、保護者への啓発につなげているところでございます。 ⑥ 次に、相談窓口の周知状況並びに学校における相談体制の強化についてですが、まず、年度当初に各種相談窓口の記載があるカード、小さいカードなのですが、これを児童生徒に配布し、不安や悩みを抱えている場合の相談先について周知するとともに、市の広報等においても継続的に周知を行っております。 また、学校へ相談があった場合は、担任だけでなく、養護教諭やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、また外部の関係機関とも連携しながら、児童生徒が安心して相談できる体制をつくっております。さらに、夏季休業中に本市が実施する教職員向けの目的別研修の中でも教育相談について取り扱い、児童生徒理解を図っているところでございます。 今後も、児童生徒が安心して学び、相談できる環境づくりに取り組んでまいります。
---	--

③ 新政会 奥島 光晴 議員 「橋本左内先生の生誕祭、墓前祭について」 (学校教育課)	
Q	①生誕祭や墓前祭への小学生の参列がなくなった。理由は何か。 ②生誕祭や墓前祭への小学生の参列を望む。
A	①②まず、橋本左内先生の生誕祭、墓前祭についてお答えします。 橋本左内先生の生誕祭や墓前祭は「橋本左内先生顕彰会」が主催する行事で、毎年4月11日に生誕祭、10月7日に墓前祭を実施しております。 ここに小学生の参加がなくなった理由ということでございますけれども、コロナ禍を契機として、学校行事の見直しや精選を余儀なくされたことが大きな要因と考えられます。当時顕彰会事務局と小学校とで児童の参加についての協議をしたようですが、参加については、移動に要する時間や事前の準備・練習等により授業時数の確保が難しくなること、また、休日開催の場合には、児童や保護者の理解と協力を得る必要があるほか、引率する教職員の勤務体制の確保などの課題があることなどから、これらを総合的に考えまして、参加を見送ると学校が判断したようです。 こうしたことから、小学生が集団で参加することはひょっとしたら難しい状況かもしれませんが、中高生は関係学校の代表生徒が1名～2名参加している現状もございます。こうしたことを踏まえますと、小学校でも例えば代表児童を参加させられないかなど、改めて顕彰会事務局と学校が協議していただくことは可能ではないかと考えています。 橋本左内先生は、本市ゆかりの偉人であり、本市の学校教育においても大切に受け継がれている人物でございます。実際に、市の小学生向け副読本『ふるさと福井の人々』や中学校の立志式において、その志や生き方が紹介されるなど、教育活動の中で広く取り上げられております。 今後も、こうした取組を通じて、橋本左内先生の功績や精神をしっかりと次世代へ継承していくことが重要であると考えております。
要望	橋本左内先生の生誕祭や墓前祭への児童の出席について、前向きな発言を頂いた。 出席することで児童が郷土福井に誇りを持ち、郷土を愛するきっかけになるので、ぜひ前向きに検討をお願いしたい。

③ 新政会 奥島 光晴 議員 「中学校の部活動地域移行と熊本市教育委員会の考え方について」 (地域クラブ活動推進室)	
Q	①部活動の地域移行のメリット、デメリットをどう整理して地域移行に舵を切ったのか。 ②本市の部活動の地域移行の根本の考え方についてのご所見は。
A	中学校の部活動地域移行についてお答えします。 ①②部活動の地域移行の背景として、近年の少子化の影響を受け、学校単位の部活動が減少し、生徒が望む活動ができない状況が生じております。 また、教員の働き方改革が進む中で、部活動の顧問を務める教員が、休日の部活動や専門外種目の指導をする体制を継続することが困難になっております。 一方で、本市では、多くのスポーツ・文化クラブ、公民館自主グループが活動していたことから、生徒が、自主的・主体的に地域クラブへ参加できる環境を整え、これらのクラブ等に参加していくことにより、生涯にわたり地域でスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる機会を確保し、活動の選択の幅を広げることを目指しております。 地域展開により期待される効果やメリットとしては、生徒が自らのやりたいことを幅

	広く選択できるようになることや、地域クラブの指導者から専門的な指導を受けられること、教員の働き方改革が進むことで教員のワーク・ライフ・バランスの充実と教育の質の向上が図られること、などが考えられます。 一方で、課題としては、学校単位での活動ではなくなるため、地域クラブの数や種目の地域による偏りや、地域クラブの指導者の質の確保、などが考えられます。 地域による偏りに対しては、エリアコーディネーターを各エリアに配置し、中学校や教師、地域の方と連携し、地域クラブの新規立ち上げや生徒の受け入れの調整を進めており、現在はエリアごとの地域クラブの偏在も改善しつつあります。 また、地域クラブの指導者の質の確保については、県や市が主催するハラスメント等に関する指導者研修会への参加により、質の向上を図っています。 今年度から休日部活動を廃止としましたが、本市としましては、生徒が自主的・主体的に様々な活動に参加できるとともに、生涯にわたり、地域全体でスポーツ・文化芸術活動に親しむことができるよう、これまで以上に家庭・地域・学校と連携し取り組んでまいります。
要望	部活動のこまごまとした心配りをしていただきながらも地域移行ということで期待をしている。いずれにしても生徒ファーストというベースで行ってほしい。

④ 市民クラブ 堀川 秀樹 議員 「部活動の地域移行にともなう地域クラブへのサポートについて」 (地域クラブ活動推進室、学校教育課)	
Q	①地域クラブ活動を円滑に進めるための環境整備や事業予算について ②地域クラブの指導者に対する支援について ③平日の地域クラブの開始時間について ④ナイター照明について、日が落ちるのが早く、地域クラブの練習時間に照明が使えないため、秋口までに改善できないか。 ⑤部活動の道具の払い下げや道具の保管場所について ⑥兼職兼業で指導者を任せられている教員が異動になった時の人事配置上の配慮はあるか
A	部活動の地域移行にともなう地域クラブへのサポートについてお答えします。 ①②まず、地域クラブ活動を円滑に進めるための環境整備や事業予算、地域クラブの指導者に対する支援についてですが、本市では、本定例会に6月補正予算として提出しております「地域スポーツクラブ・文化クラブ活動推進事業」において、指導者の確保等を目的に、地域クラブに対し、休日や平日における活動への支援を行っていくこととしております。 まず、休日の活動に対する支援については、活動経費を補助するもので、対象としては、指導者への謝金、旅費、備品費、消耗品費、借料等とする予定です。 支援の上限額は、参加者数や指導者数等の規模により異なりますが、例えば、国の定める補助単価では、参加者数が5人から12人、指導者が1人、月4日程度活動するクラブの場合、上限額は年間40万円程度となります。 支援を受ける要件は、認定地域クラブ活動としての認定を受けていることや、原則、参加者が5人以上でかつ指導者がいること等とする予定です。 そのほか、活動体験の格差の解消を図るため、経済的困窮世帯に対し、地域クラブの参加費については月額3,000円、保険料については年額800円を上限に、支援を行っ

	てまいります。 また、地域クラブが安全かつ円滑に特別教室を利用できるよう、セキュリティ対策等の安全確保に係る予算も計上しております。 これらの地域クラブへの支援制度については、7月にクラブ向けの説明会等を開催する予定としております。 ③ 次に、平日活動の開始時間につきましては、中学校は概ね午後4時すぎに下校となりますので、指導者の配置や活動場所が確保できるのであれば、放課後速やかに活動を行うことができます。 ④ 次に、ナイター照明につきましては、現在、学校のグラウンドにあるナイター照明の利用期間は、3月から12月まで、利用時間は、19時30分から21時までとなっております。 今後、利用実態等を踏まえながら、ナイター照明設備の使用可能時間や運営方法の見直しについて、検討してまいります。 ⑤ 次に、部活動の道具の払い下げや道具の保管場所につきましては、今後、クラブ側のニーズ把握や学校備品の取扱いに関する課題等を整理した上で、その利活用や保管について検討してまいります。 ⑥ 次に、地域クラブ活動に従事している教員の異動については、今年度の人事異動から、教員のクラブ活動等での指導状況についても、配置先を決める一つの要素として考慮しております。来年度の人事異動においても、今年度と同様に配慮してまいります。
(一問一答方式)	
Q	先ほど答弁にあった国の補助基準の40万円の基準、これは例えば人数が倍だと言えれば、3倍だと3倍の金額になると考えればいいのか。
A	部活動地域クラブの活動への支援額であるが、国が示している基準によると、活動の日数や人数により、22万7千円から69万1千円まで年間にすると幅がある。そのなかで先ほど例えばということで5人から12人の参加の場合には年間40万になるという中間ぐらいの事例をお示したところである。
Q	具体的ところが聞きたいので、数字で示したものを後日いただけるとありがたい。ナイターの見直しはいつまでにしていただけるのか。
A	ナイターの照明については、スポーツ課で管理を行っている。 ただ今回の地域展開の活動などもあり、これまで体育館や校庭など、学校開放事業との兼ね合いもあるので教育委員会に引き取ったうえで、秋までには方針を示したい。
Q	秋までということをお聞きできたのでそれをお願いする。道具についても同じようにいつまでということをお答えいただきたい。
A	部活動の道具については、現在、地域クラブの移行に伴う土日の状況を今後調査する予定をしている。 その中で議員がおっしゃっていたような道具、特に現在課題があると考えているのが、吹奏楽の楽器などについては、学校にどうしても保管されているものであり、なかなか個人で買うには高額なものである。部活であればスポーツの備品類もあるので、それらの維持管理状況や今後の維持管理も地域クラブの方でできるのかどうかについても、秋までには整理していきたいと考えている。

⑤ 一真会 寺島 恭也 議員	
「地域防災・防犯について」	
(地域クラブ活動推進室)	
Q	①子供たちとの地域防災、防犯のこれからについて
A	① 地域防災・防犯についてのうち、子供達との地域防災、防犯のこれからについてお答えいたします。 地域クラブ活動を進めるにあたり、中学生の活動範囲が広がる可能性もあるため、市としては、できるだけ居住地の近くで参加できる受け皿があることが望ましいと考えており、東西南北それぞれのエリアでの地域クラブの立ち上げを支援しています。 災害等の対応につきましては、各地域クラブに対し、学校との連携を前提とした緊急連絡網の整備をはじめ、自主的な安全管理体制の構築を求めていくこととしています。 また、地域クラブが中学生だけでなく、地域の幅広い年齢層の人が活動する場となっていけば、顔見知りが増え、住民同士の繋がりも強くなっていくものと考えております。 本市としましては、こうした交流の広がりが結果として地域における防災や防犯面の強化につながっていくものと期待をしているところです。

⑥ 無所属 岩佐 武彦 議員	
「中学校の部活動の遠征について」	
(地域クラブ活動推進室、学校教育課)	
Q	①中学校における部活動の遠征について、年間実施状況や移動手段の実態をどのように把握しているか。また、学校所有車両、貸し切りバス、公共交通機関、教職員の運転する車両、保護者送迎などの利用状況については。 ②部活動遠征時の安全管理について、基準やマニュアルを設けているのか。どのように指導を行っているのか。 ③事故を受け、今後どのように部活動遠征時の安全対策を強化していくのか。 ④中学生部活動や地域クラブの遠征時に活用できる補助制度を導入していくべき。
A	中学校の部活動の遠征についてお答えします。 ① まず、学校における遠征の移動手段の実態をどのように把握しているのか、また、貸切バス等の利用状況についてですが、各学校における部活動の遠征の実施状況や移動手段につきましては、あらかじめ校長に計画表を提出することになっており、それをもとに校長が把握し、管理しております。また、各部活動においても、毎月の活動予定表の作成や、保護者を対象とした部活動説明会等を通じて、日程や活動内容の共有を図っております。 輸送手段の実態につきましては、先般の事故を受けまして、本年5月に各学校に対し、令和5年度以降の部活動の遠征等における移動手段に関する調査を実施いたしました。その結果、貸切バス及び保護者による送迎の利用が大半を占めており、一部で公共交通機関の利用もございました。なお、学校が所有している車両はありませんで、教職員が運転する車両による生徒輸送というのもございました。 ② 次に、校外学習及び部活動等を含めた学校教育活動における安全管理についてですが、これは国の手引やガイドライン等に基づき、各学校に対して安全管理の徹底するよう周知しているところでございます。 ③ 次に、今後の部活動遠征時の安全対策を強化についてですが、先般の事故後、国は5月

	19日の通知において、自動車移動時のシートベルト着用の徹底、事故発生時の連絡体制・対応方法の事前共有、危機管理マニュアルの点検・必要に応じた改定、貸し切りバス等を利用する場合の適切な契約や緑ナンバーの確認、無理のない移動計画の作成などを改めて求めています。 この通知の内容については、速やかに各学校に通知するとともに、6月2日の校長会、6月4日の教頭会において、児童生徒の安全な輸送について私から強く指導したところでございます。 ④ 次に、中学校部活動や地域クラブの遠征の補助制度についてですが、部活動においては、本市では、学校体育事業補助金を設けており、上位大会を含む中体連の大会において、輸送費や宿泊費の補助金を交付しております。 地域クラブの遠征時に活用できる補助につきましては、本定例会に提出しております補正予算案「地域スポーツクラブ・文化クラブ活動推進事業」の中で制度を設けて実施してまいります。この中で交通費等も補助対象としておりますので、バスの借り上げ料にも活用していくことは可能でございます。 本市といたしましては、今後も学校や地域クラブと連携しながら、生徒の安全確保を最優先に、遠征時の安全対策の徹底に努めてまいります。
	(一問一答方式)
Q	私の学生時代は、学校の部活動の顧問がマイクロバスを運転して遠征に行くのが当たり前だったが、先ほどの答弁によると、現在はそのようなことはなく、貸切バスや保護者の車で送迎しているという認識でよろしいか。
A	調査した結果、教員がマイクロバスを運転して送迎することは一切ない。
要望	今後も安全な送迎をお願いしたい。

⑦ 一真会 佐野 弘 議員 「学校規模適正化の進捗と中学校部活動の地域展開について」 (教育政策課、地域クラブ活動推進室、学校教育課)	
Q	①市内全域における適正化の進捗をどのように評価されているか。 ②今後どのようなスケジュールと方針で適正化を加速させていく考えか。 ③美山小学校について、開校から数か月が経過した現在、児童の適応状況や統合による教育的効果をどのように把握しているか。 ④小中一貫校化に向けた議論の継続や旧2小学校舎（下宇坂、羽生）の有効活用は。 ⑤週末移行の進捗と課題をどのように把握しているのか。 ⑥指導者の確保や移動手段の確保といった課題にどのように対応していくのか、地域の企業との協力など他との連携も視野に検討してはどうか。
A	学校規模適正化の進捗と中学校部活動の地域展開についてお答えします。 ①②まず、適正化の進捗に対する評価と、今後のスケジュール・方針についてですが、令和2年5月の学校規模適正化検討委員会からの答申では、8つの地域について提言がありました。このうち適正化を進める要望書が出された3地域においては、森田地区で小学校の2校化と中学校の新設を進め、殿下、美山地区ではそれぞれ小・中学校の統廃合を行いました。 しかしながら、それ以外の地域では、本市による説明や情報提供を行ったほか、地域内

	で協議等が行われた事例はあるものの、合意形成には至っていないのが現状です。 一方で、答申時の想定を上回るペースで児童数が減少していることから、市全域での規模・配置の適正化の見直しを図るとともに、今年度新設した教育政策課を中心に、地域との協議の場を設ける等の取り組みを進めていきたいと考えています。 ③ 次に、美山小学校の現状についてお答えいたします。 美山小学校では、下宇坂、羽生、美山啓明の3つの小学校が統合したことから、お互いの学校の特色を発表するなど、お互いの良さを認め合うことで美山小学校としての仲間づくりを進めていると聞いております。こうした活動を通して、例えば、先日のマラソン大会では、児童数が増えたことで、応援する声が昨年より一段と大きくなり、美山小学校の児童全員の心が1つになったように感じられたと伺っております。 また、統合後の教育的効果については、授業や様々な活動において、同世代の多様な考えに触れる場が増え、こどもたちの視点の広がりを感じられたとも伺っております。さらに、地域探究学習では、これまでの3つの小学校区の特色を6年間で学ぶ予定としており、今まで特定の小学校に限られていた「人」や「場所」「こと」の地域資源を、より幅広く活用することができるようになったとのことです。このように、統合による教育的効果が上がっていると考えております。 ④ 次に、小中一貫校化についてですが、美山地区学校規模適正化協議会において、今年度以降の協議事項となっていることから、引き続き検討を進めていきます。 また、閉校となった旧下宇坂小学校、旧羽生小学校の校舎等の利活用については、地域の意見を踏まえながら、民間による活用も視野に入れて、今年度中に方向性を定めていきます。 ⑤ 次に、部活動の週末移行の進捗と課題をどのように把握しているのかについてですが、本市では、今年度から休日の部活動を廃止することとしております。 休日に生徒の受け入れ先となる団体は、令和8年4月末現在で299となっており、今後もさらに増加するものと見込んでおります。 休日廃止の影響や課題については、夏までは休日の部活動が続くことから、夏以降に生徒や保護者、地域クラブ、中学校を対象に調査を行い、休日廃止の影響や課題を把握してまいります。 ⑥ 次に、将来的な平日移行も見据えた課題への対応についてですが、平日放課後の指導者の確保や、活動拠点への移動手段の確保は、重要な課題と考えております。 こうした課題を、解決するには、地域のコミュニティや企業、公共交通事業者等の連携も重要と考えています。 例えば、福祉事業者がデイサービスの送迎に使用している車両の空き時間を活用した移動支援や、企業において福利厚生の一環として従業員を指導者として派遣していただく仕組みなど、多様な地域資源を活用した様々な支援体制の構築に向け、今後研究してまいりたいと考えております。
	(一問一答方式)
Q	学校規模適正化のスケジュールについて、要望書が出てきたところ是对応していると言うが、地域では、学校が何をしているか分からない状況で、要望書が出てきにくい環境にあると思うが、その辺はどう思うか。
A	学校の状況がなかなか地域に分からないということについては、学校側の取組をしっかりとPRしていく必要があると思うが、要望書が出るか出ないかは自治会や地区の問題にも

	なり、地区の合意がなければ動きづらいところはある。 色々働きかけはしており、説明を聞きたいということであれば、我々はいつでも出向いて行っている。6年前と状況も変わってきているため、加速していろいろな取組をしていきたい。
要望	行政側から積極的に働きかけをお願いしたい。
Q	部活動の地域展開に関して、6月補正予算にある「地域スポーツクラブ・文化クラブ活動推進事業」において、例えば参加費の助成や指導者の助成について色々と考えていただいているが、やはり指導者の手配を、企業の福利厚生の中で行うということは、大事な観点かなと思っている。 その意味で、福井市のスポーツ振興、文化振興、企業の知名度向上などの観点から、昨年までは商工労働部のスポーツ課、文化振興課が一生懸命やっていたと思うが、そのあたりの連携についてはどうなっているのか。
A	商工労働部とは職員に兼務をかけ連携をとっている。熊本市の取組も、企業との連携ということをかなり進んでやろうとしている。どこまで進んでいるかは見えてこないが、今後そういった視点は当然必要だと思っている。 現在、教育委員会で担当しているが、引き続き商工労働部と連携をしっかりとっていききたい。
要望	私も、熊本市の取組から、企業との連携は非常に大事だと感じたので、よろしくお願いしたい。

⑧ 日本共産党 山田 文葉 議員 「物価高騰対策について」 (学校教育課)	
Q	①修学旅行費の無償化や定額補助などの支援制度の創設について
A	① 物価高騰対策についてのご質問のうち、修学旅行費の無償化や定額補助などの支援制度の創設についてお答えいたします。 修学旅行は、多くの子どもたちが楽しみにしている学校行事であると認識しております。 一方で、参加が任意であることや、実施内容や費用が学校ごとに異なるといった実情を踏まえ、現時点において教育委員会として一律に無償化や定額の補助を行うことは考えておりません。 なお、経済的な理由により参加が困難となる児童生徒への支援につきましては、要保護及び準要保護世帯を対象とした就学援助制度により、修学旅行に係る実費相当額の支援を行っております。

⑧日本共産党 山田 文葉 議員 「教育への政治の介入について」 (学校教育課)	
Q	①市内小中学校における校外学習の安全対策の徹底について。 ②辺野古の新基地建設に関する学習が「特定の政党を支持又は反対する」ことにあたると考えるか。 ③教育への政治介入は抑制的であるべきと考えるが、市教育委員会としての考えは。

	④軍国教育に対する見解は。 ⑤市内の小中学校への教育内容に関する調査の実施について。
A	教育への政治の介入についてお答えします。 ① まず、校外学習の安全対策の徹底についてですが、校外学習等の実施にあたり、各学校では、活動の目的や訪問先、内容、移動手段に加え、安全管理体制、緊急時の対応及び引率体制について校長が確認しております。 また、宿泊を伴う校外学習、修学旅行も含めますが、安全管理につきましては、福井市立学校管理規則第25条に基づき、校長から教育委員会への届出を求めており、市教育委員会においてその内容をしっかりと確認をしております。 あわせて、最近の国からの通知も踏まえ、各学校に対し、校外学習を含む教育活動における安全確認や危機管理体制の再点検、保護者への丁寧な説明について、改めて徹底を図っています。 ② 次に、辺野古の新基地建設に関する学習についてですが、本年5月に文部科学省において、「特定の見方や考え方に偏った取扱い」であり、「政治的活動を禁じる教育基本法第14条第2項に反するものであったと考えられ、是正を図る必要がある」との見解が示されたことは認識しております。 本市といたしましては、個別の事案について独自に評価する立場にはございませんが、今後とも、市としましては教育基本法を遵守し、教育の政治的中立性に留意しながら、適切な学校教育の実施に努めてまいります。 ③ 教育への政治介入は抑制的であるということでございますが、本市としましては、学校教育において、学習指導要領が示すとおり、児童生徒が、社会の多様な見方や考え方を理解し、自ら考え、判断する力を育むことが重要であると認識しております。 また、教育基本法第14条においては、「良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない」とされております。そのため、学校においては、教育の政治的中立性に十分配慮しつつ、教育基本法及び学習指導要領に則り、適切に教育内容を編成し、指導していくことが必要であると考えております。 本市としましては、今後とも、関係法令等に基づき、児童生徒の発達段階に応じた適切な教育が行われるよう努めてまいります。 ④ 次に、軍国教育に対する見解についてですが、当時の学校教育につきましては、現在とは異なる社会状況や時代背景の中で、国の方針が学校教育に強く反映され、大きな影響を与えていたものと認識しております。 本市教育委員会といたしましては、こうした歴史的背景も踏まえ、戦後の教育基本法に示された民主的な教育の理念に則り、児童生徒が主体的に学習に取り組むことができるよう、教育の政治的中立性に十分留意しながら、適切な学校教育の実施に努めてまいります。 ⑤ 次に、市内各校への教育内容に関する調査の実施についてですが、日頃から各学校において、教育内容を確認し、政治的中立性の確保に努めてはおります。 また、市教育委員会においては、市内各小中学校の教育課程が適切に計画・実施されているかを把握するため、年度当初に「教育課程実施計画書」やスクールプラン、年度末には「教育課程実施報告書」の提出を求め、教育内容の確認を行っているところでございます。 つきまして、現時点において、各学校に対する追加の調査は予定しておりません。

⑨ 無所属 宮岡 勝也 議員	
「香害への理解促進と配慮について」 (学校教育課)	
Q	①本市の学校現場では、香害や化学物質過敏症に悩む児童生徒への配慮や相談体制をどのように整えているのか。 ②教職員への周知や保護者との連携についてどのように取り組んでいるのか。
A	①②香害への理解促進と配慮についてのうち、学校における取組についてお答えします。 学校現場における香害や化学物質過敏症につきましては、児童生徒の健康や学習環境に関わる重要な課題であると認識しております。 各学校では、児童生徒の健康状態やアレルギーの有無などを把握するために保護者から提出していただいております保健調査票に、「柔軟剤などの香りに不快を感じる」とか「化学物質過敏症である」といった香害に関する記載があれば、その情報を教職員間で共有しながら、必要な配慮に努めているところです。 具体的には、児童生徒が柔軟剤などの香りに不快を感じている場合は、例えば、座席替えのタイミングで席の配置を工夫しています。 また、家庭で洗濯する給食用白衣については、香りの強い柔軟剤や洗剤の使用を控える、あるいは無香料のものを使用するといった配慮を、保健だより等を通じて保護者に呼びかけるなど、それぞれの実情に応じた対応を実施しております。 さらに、対象となる児童生徒の専用の白衣を貸し出す、持参したエプロンの着用を認めるなど、個々の状況に応じた配慮も行っています。 本市においても、国や県から発出される通知や啓発ポスター等を随時学校に送付し、香害や化学物質過敏症に対する教職員の理解促進と適切な対応について周知徹底を図っているところです。 今後も、香害や化学物質過敏症に悩む児童生徒が安心して学び、学校生活を送ることができるよう配慮してまいります。

⑨ 無所属 宮岡 勝也 議員	
「GIGAスクール構想におけるタブレット端末更新について」 (学校教育課)	
Q	①現在使用している端末は導入から数年が経過しているが、今回更新が必要と判断した理由は。 ②バッテリーの劣化状況や故障率、修繕費用など、どのような客観的データに基づいて更新を決定したのか。 ③今回の更新方式が最も費用対効果が高いと判断した理由は。 ④学習意欲の向上、授業理解度の向上、情報活用能力の向上、教職員の業務効率化など、どのような成果が確認されているのか。 ⑤市としてどのような指標を用いて教育効果を検証しているか。 ⑥各学校の活用状況をどのように把握しているのか。 ⑦AI時代を見据え、今後どのようなICT教育を進めていく考えか。
A	①②③GIGAスクール構想におけるタブレット端末更新についてお答えします。 まず、更新が必要と判断した理由と費用対効果についてですが、今回更新を予定しているタブレット端末は、導入から約6年が経過しており、端末の故障率増加や 배터리

一性能の低下に加え、記憶容量が少ないといった課題が確認されています。

また、バッテリー交換など部分的な対応では、記憶容量の不足といった課題が解消されず、端末全体の性能改善にはつながらないことに加え、国の補助制度の対象外であることから、費用対効果の面でも有効とは言えません。

今回の更新は、更新に係る経費の3分の2を補助する国の補助制度が、令和10年度をもって終了する予定となっていることから、将来的な財政負担の軽減を図りながら計画的に端末更新を進めるために実施するものです。

このため、令和10年度までの期間において計画的に端末更新を進めることが、最も費用対効果が高いと判断したものです。

④⑤次に、タブレット端末の活用における成果についてですが、令和7年度の全国学力・学習状況調査結果によると、タブレットを活用することで、「楽しみながら学習を進めることができる」と回答した本市の児童生徒は約90%、「学習内容がよく分かる」と回答した児童生徒も約90%、「プレゼンテーションを作成できる」ようになるなど、情報活用能力が向上したと感じている児童生徒は約83%となっています。

特に市としての指標を定めているわけではございませんが、これらの結果から、児童生徒が意欲的にタブレットを活用しながら学習に取り組み、主体的な学びや情報活用能力の向上につながっていることがうかがえます。

また、教職員の業務効率化についても、デジタルツールを使った職員間の情報共有や児童生徒の出欠の把握、保護者へお便りの電子配付、また、デジタル採点ツールによる採点業務の効率化など、ICT活用による一定の効果が見られているものと感じております。

⑥ 次に、各学校の活用状況をどのように把握しているのかについてですが、各学校におけるICT活用の状況については、指導主事による学校訪問での授業公開、教職員の研修での実践共有や県が実施する「学校教育DX進捗状況調査」を通して、「ICT活用による児童生徒の学び方の変化」や「どのような校務にICTが活用されているか」等や教科指導や校務におけるICTの活用状況を把握しております。

⑦ 最後に、AI時代を見据え、今後どのようなICT教育を進めていくのかについてです。

文部科学省が発表している次期学習指導要領の改訂などに向けた中間段階の報告資料である「論点整理」において、生成AIをはじめとするデジタル技術が急速に進展する社会を見据え、こどもたちが変化の激しい時代を生き抜くために学習の基盤となる「情報活用能力」のさらなる育成を図っていくことが重要であると述べられています。

具体的には、小学校の総合的な学習の時間の中に「情報の領域」が、また中学校では、これまでの「技術家庭科」が分離され、新たに「情報・技術科」とする。と記されておりまして、情報技術を自在に活用して課題解決ができるような人材を育成していくことが、これからの教育に必要なことが考えられます。

市といたしましても、国の改定の趣旨をしっかりと踏まえ、こどもたち自身がAIと賢く付き合っていける力を育てていけるよう、取り組んでまいります。

(一問一答方式)

Q タブレット端末の活用が児童生徒の健康、視力・姿勢などに与える影響について、以前も質問したが現状はどうか。

A 前回の答弁時点では、差異はなかったので、因果関係は不明と答弁したかと思う。詳細を

	調べていないが、現状はあまり変わっていないと思う。こどもたちが、学校外でもタブレット端末を使用しており、学校での利用が視力に与えるエビデンスはないと思う。
Q	タブレット活用のメリットもあるが、紙を使わないことで読解力や記憶定着力が低下するのはと懸念している。現場の認識はどうか。
A	たしかに紙でなければできない学習はある。報道によれば、デジタル教科書が導入あたっては「デジタルのみ」か「紙とデジタルのハイブリッド」か「紙のみ」の3種類ある。特に、低学年では紙のみが望ましいという意見が9割あった調査記事があったことを覚えている。このことから、早急にデジタルのみの導入は、現場では懸念があると認識している。今後の、デジタル教科書を導入にあたっては学校現場の声を踏まえながら判断していきたい。
要望	スウェーデンでは過度なデジタル化が学力低下に影響があると国レベルの見解が出ている。デジタル教科書の導入にあたっては慎重に現場に合わせながら対応していただきたい。

⑩ 公明党 菅生 敬一 議員 「学習障害について」 (学校教育課)	
Q	①学習障がいかどうか判断するための検査はどこで受けることができるか。また、どこで相談できるか。 ②学習障がい早い段階で見つけ出すために工夫していることは何か。 ③学習障がいと診断あるいは判断された児童生徒はどのくらいいるか。 ④学習障がいの児童生徒や保護者に対して、学校ではどのような対応をしているか。
A	学習障害についてお答えします。 ①②まず、学習障がいかどうかの判断及び早期把握、相談体制についてです。 学習障がいとは、全般的に知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論するといった学習に必要な基礎的な能力のうち、一つないし複数の特定の能力についてなかなか習得できなかったり、うまく発揮することができなかったりすることによって、学習上、様々な困難に直面している状態をいいます。 「学習障がい」と診断される検査につきましては、医療機関が実施しております。医療機関においては、様々な検査を行い、こどもの状態を様々な視点から捉え、学習障がいについて判断しております。 また、どこで相談できるかということですが、教育、医療、福祉など、気がかりな状態が見られた場合にそれぞれの相談機関に相談することができます。また、本市が作成した「支援が必要な児童のためのハンドブック」でも相談先などの情報提供を行っております。 学習障がいの困難さについては、就学してから顕在化することが多いのですが、就学前においても遊びや生活の中で気がかりな状態が見られた場合に、保護者が、健診や専門家、こども園等に相談して気付くことがあります。 その相談を引き継ぎ、本市では、就学前のこどもを対象に、就学相談を実施し、障がいの状態や困難さを把握し、支援を検討したり、相談先等の情報提供をしたりして、就学先の小学校につなげています。 就学相談のあと、学校では、保護者の同意のもと、実態把握、支援内容を検討するために、県特別支援教育センターや県立特別支援学校の教育相談を利用することがあります。 本市では、教育委員会内に「福井市教育支援委員会」を設置しており、医師、教員、福

祉機関、行政等の各分野の専門家が、障がいのあるこどもや特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒に対して一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場としての就学先、支援内容、どのような合理的配慮が必要かを検討しています。

教育支援委員が、行動観察をしたり、知的発達の状況を確認するために発達検査を行ったりすることもあり、様々な視点から早期把握に努め、希望した保護者に就学相談を行っています。

- ③ 学習障がいのある児童生徒数についてですが、診断の有無だけでは実態を把握しきれず、困難さの現れ方も個人差が大きいことから、正確に把握することは難しい状況にあります。

一方で、本市では、通常学級に在籍したまま、苦手なことや困りごとを改善するために、別の教室で専門的な指導を受ける、いわゆる「通級による指導」を実施しております。その利用状況をみると、本市の通級による指導を受けている児童生徒数の割合は、小学校で約3.7%、中学校で約3.9%となっております。

- ④ 次に、学校での対応ですが、学習障がいのある児童生徒に対しては、一人一人の教育的ニーズに応じ、例えば、テストなどの問題文のルビ打ちや拡大、読み上げ、代筆、タブレット端末の活用など、必要な合理的配慮を提供しております。また、学習方法の工夫、必要に応じた試験等での別室受験にも対応しております。

さらに、必要に応じて通級による指導や関係機関との連携を図り、安心して学習に取り組める環境づくりに努めております。保護者に対しては、学校での様子や支援内容について丁寧な情報共有を行うとともに、家庭での様子についても伺いながら連携を図っております。学校と家庭が協力して児童生徒の学びを支えることで、一人一人の力を発揮できるよう支援しているところでございます。

今後も、わかりやすい指示や簡潔な表現、見やすい板書など、ユニバーサルデザインを意識した学習環境の整備や学級づくりを進めることで、障がいの有無にかかわらず、すべてのこどもたちにとって「わかった」とか「できた」と実感できる学びにつながるよう努めてまいります。